

口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望を行う決議

別紙「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」について決議する。

平成22年10月12日

宮 崎 県 議 会

口蹄疫からの再生・復興に 関する提言・要望

平成22年10月12日

宮 崎 県 議 会

はじめに

平成22年4月20日に、本県で10年ぶりに確認された口蹄疫は、県内畜産地帯に急速に拡大し、発生事例292例という極めて重大な事態に直面したが、我が国で初となるワクチン接種や、約29万頭に及ぶ家畜の殺処分、埋却等、懸命の防疫措置を講じた結果、同年8月27日に全面的な終息宣言を迎えることができた。

今回の口蹄疫は、本県の基幹産業である畜産業やその関連産業はもとより、観光産業、流通産業をはじめ、本県経済のあらゆる分野にも未曾有の被害をもたらした。さらには、我が国の畜産業にとっても危機的な事態を招いたところである。

このような中、知事をはじめ、県当局におかれては、口蹄疫の発生以降、国の対策本部、発生市町、関係団体等との連携により、不眠不休の体制で一刻も早い終息に向け対応されてきたことに敬意を表する次第である。

今後は、直接的な被害を受けた畜産農家の経営再開をはじめとする本県畜産業の再興、影響を被った関連事業者等に対する支援、失われた本県のイメージ回復、雇用対策、地域振興対策、環境対策等々、再生・復興への長い道程が待っているが、当県議会としても、県当局に対し積極的に支援・協力を行っていく所存である。

この「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」は、当県議会において、これまで代表質問や一般質問、常任委員会の審議等を通じてなされた提言・要望事項、また、県議会各会派において県当局に対し提言・要望してきた事項等を取りまとめたものである。

県当局におかれては、この提言・要望を、これからの再生・復興に関する施策等に積極的に反映され、本県が本来の姿を一日も早く取り戻すことができるようお願いする。

提 言 ・ 要 望 項 目

1	本県畜産の再生に向けて……………	1
2	防疫対策及び防疫体制について……………	4
3	みやざきブランドと本県イメージの回復に向けて……	6
4	経済雇用対策について……………	7
5	環境対策について……………	8
6	地域振興対策について……………	9
7	その他……………	10

1 本県畜産の再生に向けて

(1) 畜産モデルの構築について

- ①人と家畜との共生、育畜の配置、戦略的緩衝地帯等を考慮した畜産地帯づくりを目指すこと。
- ②全国のモデルとなる畜産を再構築するため、畜舎環境、地域環境の具体的な指針・ビジョンを畜産農家に示すこと。
- ③各経営体の所有耕地等に応じた適正規模の飼育方法を確立すること。
- ④林間放牧等、地域資源活用型畜産の研究を推進すること。
- ⑤特定疾病のないモデル地域構築にあたっては、家畜の導入時及び導入後の検査体制等の費用負担を検討すること。
- ⑥粗飼料自給率100パーセントを目指して取り組むこと。

(2) 農家支援について

- ①精液ストローの価格を下げて今後の畜産の復興に役立てるよう検討すること。
- ②農家の経営再建計画の策定と資金管理について、しっかりと指導すること。
- ③JAや畜連と協力し、被害農家等への支援体制を構築すること。
- ④家畜人工授精業務を自粛したことへの支援策を国に要請すること。
- ⑤被災地の希望農家に対して、優秀な繁殖雌牛を優先的に確保する制度を検討すること。
- ⑥畜舎等のリニューアルのための補助・融資制度を創設すること。
- ⑦埋却地を個人で確保した農家に対する公的助成を行うこと。
- ⑧畜産再開に向けての新たな家畜の導入プロセス（再導入の基準やプログラム）について、適切な導入時期を判断すること。

(3) 市場対策について

- ①国の家畜市場防疫強化事業について、制限区域外の全ての家畜市場でも、区域内と同様の支援が受けられるよう、引き続き国に要請すること。
- ②価格安定対策の取組を拡充すること。
- ③繋留されていた家畜の飼養管理に係る経費などを含め、各家畜市場の損失補てんについて、基金による対応などを含め検討すること。
- ④子牛の購入助成や競り価格低下に対して助成すること。
- ⑤競り市での売れ残り対策を検討すること。

(4) 手当金、補償金等について

- ①疑似患畜、ワクチン接種家畜に係る手当金等の公平性を確保すること。
- ②家畜共済制度の取扱について、引き続き国と協議すること。
- ③経営支援互助金について、適切な対応をすること。
- ④被害農家に対する補償金等の非課税措置を国に要請すること。
- ⑤手当金、補償金等に係る不服等を合理的に解決するための機関を設置すること。

(5) 法・指針等の整備について

- ①県の検証委員会等の検証結果を法改正に生かすよう要請すること。
- ②民間所有を含め種雄牛への特例措置を検討するよう要請すること。
- ③処理効率を考えたワクチン接種家畜の生体移動を法的に検討するよう要請すること。
- ④家畜伝染病予防法における国の責任の明確化等、現状に即応した法改正を行うよう要請すること。
- ⑤国による埋却地確保の義務づけを要請すること。
- ⑥敷地内の埋却地確保の一方策として、牛舎・豚舎等の建ぺい率の設定を検討するよう要請すること。
- ⑦防疫マニュアルに、今回の口蹄疫で見られた初期症状を反映させるよう要請すること。
- ⑧畜産業振興の視点や疫学調査の調査権限等を盛り込んだ条例制定など、県独自の取組を検討すること。

(6) 産地・産業構造等の転換について

① 1次産品として生産されている畜産業を、農商工連携による6次産業化の方策で、畜産業のすそ野を広げる取組を検討すること。

・産地構造の転換について、耕種部門と畜産部門とのバランス構築を図ること。

・冷凍加工施設整備等による土地利用型農業への展開を推進すること。

②西都市に建設予定のJA冷凍加工施設について、国の予算措置を要請すること。

③規模拡大や多角化、集落営農の展開や法人経営を育成・確保すること。

④空き畜舎を活用した菌床椎茸等の品目転換を検討すること。

(7) 種雄牛について

①県有種雄牛の早期造成を図ること。

②種雄牛のリスク分散と質の安定に配慮した体制を構築すること。

(8) その他

①企業畜産の実態を把握するための体制を検討すること。

②建設業者等と連携してコントラクターを育成すること。

③現在残っている貴重な精液を有効に活用する方策として、受精卵移植技術を推進すること。

④口蹄疫の発生のなかった地域にも、被害のあった地域と同様の復興支援を実施すること。

2 防疫対策及び防疫体制について

(1) 感染経路の解明について

①国と連携し徹底した感染ルート of 解明を行い、抜本的な予防策を早急に講じること。また、感染ルートが一つに特定できない場合は、可能性として考えられることを複数示し、それぞれの対処法を検討すること。

(2) 移動制限・消毒体制の整備について

- ①搬出・移動制限区域の徹底を図ること。
- ②消毒ポイントの立ち上げ等、初動の防疫体制を十分行うこと。
- ③農場周辺の常設消毒ポイントを整備すること。
- ④農家の防疫作業の負担軽減を図るため、低価格で効力の優れた新たな薬剤の開発を要請すること。
- ⑤消毒薬を備蓄すること。
- ⑥農場はもとより地域ぐるみの消毒体制を構築すること。
- ⑦宮崎空港における入国時の渡航歴チェックや消毒の徹底など、防疫対策の強化を要請すること。

(3) 市町村体制について

- ①市町村現地対策本部にJA組織等の実務者を加えるよう要請すること。
- ②口蹄疫発生を想定した各自治体単位での予行演習を実施するよう要請すること。

(4) 埋却方法について

- ①今回行った埋却方法に関する検証を行うこと。

(5) 非常事態宣言について

- ①非常事態宣言は、レベル表記するなど地域の警戒レベルに応じて、そのあり方を十分検討すること。

(6) 未発生農家の検証について

①口蹄疫が発生しなかった農家の防疫対策等の調査を行うこと。

(7) 検査・診断体制づくりについて

①地方で口蹄疫の検査が出来る体制づくり、疑似患畜の診断機関の増設・充実、簡易キットの開発・導入、動物衛生研究所のスタッフの現地派遣など、国と連携した体制整備について検討すること。

(8) 連絡・情報提供体制の確立について

- ①発生農家の氏名を含めた情報公開を行うこと。
- ②諸外国での法定伝染病等の情報提供による危機意識の向上を図ること。
- ③プレスリリースを含め、情報発信のあり方について検討すること。

(9) ワクチン接種について

①ワクチン接種のあり方を検討すること。

(10) 家畜防疫の体制強化について

- ①家畜保健衛生所で気軽に相談できる体制づくりや、限られた数の家畜防疫員で最大限の効果を発揮できる体制の強化を図ること。
- ②国・県による防疫支援機動班のような組織の創設を検討すること。
- ③全国有数の畜産地帯に見合った家畜保健衛生所の増設を検討すること。
- ④殺処分・埋設体制の強化を図ること。
- ⑤公務員獣医師不足対策の強化を図るとともに、有事の際の民間獣医師との連携のあり方等について検討すること。
- ⑥定期的に獣医師等専門集団の研修を実施すること。

3 みやざきブランドと本県イメージの回復に向けて

(1) 知事のトップセールスについて

- ①知事会や国での発言の場で、全国規模のイベントを呼び込むような活動を行うこと。

(2) 消費拡大について

- ①宮崎産牛・豚の消費拡大について、あらゆる機会をとおしてPRすること。
- ②畜産加工品の販売促進策を検討すること。
- ③県外のアンテナショップ等を活用した取組みを実施すること。

(3) 新ブランドについて

- ①うまみ成分を多く含んだ新たな健康指向のブランドも確立すること。
- ②全国で一番クリーンな畜産地帯での食肉生産をPRすること。

(4) 風評被害対策について

- ①県だけでなく、国も安全宣言・終息宣言の発表を行うよう要請すること。

(5) その他

- ①観光地等で継続して実施されるイベント等に対する支援を行うこと。
- ②本県ゆかりの有名人の協力によるイベントを開催すること。

4 経済雇用対策について

(1) 家畜改良事業団対策について

- ①県有種雄牛の手当金の支払いを国に引き続き要請すること。

(2) 畜産関係業種の支援について

- ①人工授精師、削蹄師、獣医師等への生活支援について国に要請すること。

(3) 雇用対策について

- ①公共事業の速やかな執行及び発注を行い、地域雇用の確保が図られるよう努めること。
- ②畜産企業で解雇された従業員等の相談に総合的に応じるワンストップサービスの設置など、十分な支援を行うこと。
- ③雇用の継続について、雇用調整助成金の農業分野への適用を要請すること。

(4) 生活保護について

- ①口蹄疫による生活保護申請の増加に適切に対応すること。

(5) 農業者への支援について

- ①営農再開希望者、離農者、新規就農者等への支援を行うこと。

(6) 融資等について

- ①融資制度の改善を図るとともに、貸付条件等についても弾力的に運用すること。
- ②元金・利息の返済猶予、金融機関のリスク軽減のための融資制度の充実を図ること。

5 環境対策について

(1) 環境調査等について

- ①悪臭や水質についての十分な調査を実施すること。
- ②埋却地の定期的な環境調査結果を関係者へ通知すること。
- ③異常が見られた場合の速やかな改善措置等（上水道への敷設替えへの支援等）に要する費用の補てんを国に要請すること。

(2) 埋却地について

- ①埋却地の保全、埋却地周辺の整備を行うこと。
- ②埋却地の優良農地としての再生整備を行うこと。

6 地域振興対策について

(1) 復興特区について

- ①復興特区の創設について国に要請するとともに、総合特区の認定に向けても積極的に働きかけること。

(2) その他

- ①農家と消費者との交流事業を推進すること。
- ②地場産品の発信基地としての「道の駅」や「高速道サービスエリア」の整備を検討すること。

7 その他

(1) 基金の設置等について

- ①災害復興宝くじの収益金対象事業の緩和措置を国に要請するとともに、
口蹄疫復興対策事業の財源として、宮崎県口蹄疫復興宝くじの発売を検討すること。

(2) 特別交付税について

- ①口蹄疫復興対策事業に要した一般財源について、特別交付税で全額措置されるよう強く要請すること。

(3) 税制での対策について

- ①企業、事業所等への固定資産税の減免を市町村へ要請するとともに、
当該減免に係る減収補てん措置を講じるよう国に要請すること。

(4) 義援金について

- ①口蹄疫の被害を受けた関係者に、不平等感なく配分ができるよう関係市町村等とも協議を行うこと。
- ②被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、大局的な見地から配分先等について整理した上で、配分を行うこと。

(5) 市町村、団体等への支援について

- ①市町村、JA、畜連等への支援に配慮すること。

(6) 国への働きかけについて

- ①県として、国家防疫の観点で、オーストラリアのやり方等の対策を国に提言すること。
- ②獣医学・疫学の研究を推進するよう要請すること。

(7) 県民意識の高揚について

①口蹄疫などに対する県民意識の高揚を図るために、小中高生を対象とした副読本の作成や、農業科学公園内などに、口蹄疫の資料や映像を見学できる施設整備を検討すること。

(8) 心身ケアについて

①口蹄疫防疫対策本部に「こころと身体のケア」の専門家を入れること。

②畜産農家等の心身のケアについては、ボランティアの活用等も視野に入れながら、長期に継続すること。